

月刊 労運研レポート No. 100

2022年10月10日号

共通の利益のための協約交渉（BCG）運動とは・・・・・・・・・・	山崎 精一	2 P
賃上げ・生活一時金闘争を今秋闘争の軸に押し上げよう・・・・・・・・	平賀雄次郎	7 P
<資料>最低賃金の再改定要請書（最賃大幅引き上げキャンペーン）・		8 P
9/10,11 第42回全国地区労交流会山形集会・・・・・・・・・・	小泉 信三	10 P
9/3 シンポジウム「公共サービスを考える」・・・・・・・・・・	事務局	13 P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

〒105-0014 東京都港区芝 2-8-13 KITA ハイム芝 301 全国一般全国協気付

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail roukenj2014@yahoo.co.jp

Bargaining for the Common Good

共通の利益のための協約交渉 (BCG) 運動とは

山崎 精一(明治大学国際労働研究所客員研究員)

高揚するアメリカ労働運動

2020年代に入ってから、アメリカの労働運動は激動し、高揚している。世界最多の感染者を出している COVID19 の災禍により 2000 万人の労働者が失業し、さらに 2021 年には 3000 万人が自発的に離職し「非公式のゼネスト」と呼ばれている。空前のインフレに対して、労働者は賃上げを要求し、ストライキに立ち上がっている。2020 年 5 月のジョージ・フロイドさんの虐殺を契機として、多数の若者中心に街頭に出て人種差別に抗議し、公民権運動を上回る人たちが参加している。2020 年の大統領選挙でも多くの労働組合や労働者たちがトランプを大統領にさせないために立ち上がり、「史上最も労働者寄り的大統領」と自称するバイデン大統領をホワイトハウスに送り込んだ。こうした未曾有の社会的、経済的、政治的危機の中で、労働運動は座して死を待つのではなく、反撃に立ち上がり、労働運動の「大高揚」¹を迎えようとしている、というのが私の主観的な見方である。

その高揚の様子は日本のマスコミでも報道されている。これまで労働組合の組織化が試みられながら、実現してこなかった、アマゾン社の配送センター、スターバックスのコーヒー・チェーン店舗、アップル・ストアでの画期的な組合結成が伝えられている。大産別労組が専従スタッフやオルグを投入して上から、外から組織化を試みるのがこれまでの主流の組織化のやり方だった。これに対して最近の組織化の成功は下から、職場の労働者が中心となって自ら組織していることが大きな特徴である。松元ちえさんが『世界』2022年8月号²でアマゾン労働組合（以下 ALU と表記）の事例を詳しく紹介しているので、ぜひ読んで頂きたい。

2021年8月にはアメリカの労働組合全国中央組織の AFL-CIO をこの 12 年間率いてきた ترامカ会長が急死し、リズ・シューラー財政書記長が初めての女性会長に就任している。全米自動車労組（以下 UAW）では元委員長などの最高幹部が横領や収賄などで起訴されるという衝撃的な事件を受けて、全組合員による直接選挙による委員長の選出などが実現して、大きな変革を遂げようとしている。全米サービス従業員労組（以下 SEIU）と共に「勝利のための変革連合」³の中心組合であるチームスターズ労組では四半世紀ぶりに改革派が委員長選挙に勝利した。この二つのナショナルセンターの中心的組合での変革をもたらしたコー

¹ マサチューセッツ大学教授のダン・クローソンは 2003 年の著書 The Next Upsurge でアメリカ労働運動の大高揚を予言していた。

² 松元ちえ「新たな歴史を紡ぐアメリカ新世代の労働運動」『世界』2022年8月号

³ 2005年に AFL-CIO から分裂してできた労働組合全国中央組織 Change to Win。その構成組合の一部はその後 AFL-CIO に戻っている。

カス⁴はともに変革派の労働情報誌レイバーノーツ潮流の流れを汲んでいる。3年ぶりに開催されたレイバーノーツ大会で ALU のクリス・スモールズ委員長とチームスターズ労組のショーン・オブライエン委員長が報告者として登壇して、久しぶりにゲストスピーカーとして登場したサンダース上院議員と握手を交わした。その光景はアメリカ労働運動の変革の姿を象徴しており、感動的であった。

BCG運動とは？

しかし、目立たないがもっと下の方で、アメリカ労働運動の方向性を変えうる運動が始まっていることを紹介したい。まだ日本ではあまり紹介されていない、「共通の利益⁵のための協約交渉」Bargaining for the Common Good（以下 BCG）運動である。

これは労働組合の交渉力を使い、地域社会の共通の利益のための要求を実現しようとする労働運動の戦略である。つまり組合員の利益のためだけに闘うのではなく、組合員ではない労働者全体のために、さらには地域の全ての住民のための要求を掲げて交渉し、ストライキで勝ちとろうとする戦略である。

このような戦略は実際に教職員組合の中で実践され、大きな勝利を収め、全米の労働運動の注目を集め始めた。2012年9月、シカゴ教職員組合（CTU）27,000人は9日にわたりシカゴ市内の全ての公立の小中高校でストライキを打ち、7%の賃上げを勝ち取った。学校を全面的に閉鎖するストライキは市民の反発を買うことが必至と思われる。しかし、この25年ぶりの教職員ストライキは生徒たちとその保護者から支持され、シカゴ市民一般からも支持され、それがストライキの大きな勝因であった。CTUはこのストライキを自分たちの賃上げのためだけのストライキではなく、クラス人数の引き下げ、看護職員の配置、学校閉鎖の阻止など生徒のための教育条件の向上のためのストライキであるとして市民に向けて働き掛け、ストライキ支持を訴えた。CTUはストライキの焦点を教員だけの課題から生徒を含めた学校教育全体の課題に広げ、さらにシカゴ市全体の課題に広げることにより、生徒・保護者・市民を巻き込んだ大きな運動にすることにより勝利した。CTUは2016年2019年と引き続いてストライキを打ち、勝利している。特に2019年のストライキでは16,000人のホームレスの生徒たちのために住宅要求を取り上げて注目された。

全米第二の都市ロサンゼルス⁵の教職員組合（UTLA）もシカゴの闘いに学び、2019年1月に30年ぶりのストライキを打って、同じように地域課題を含めた要求を実現している。

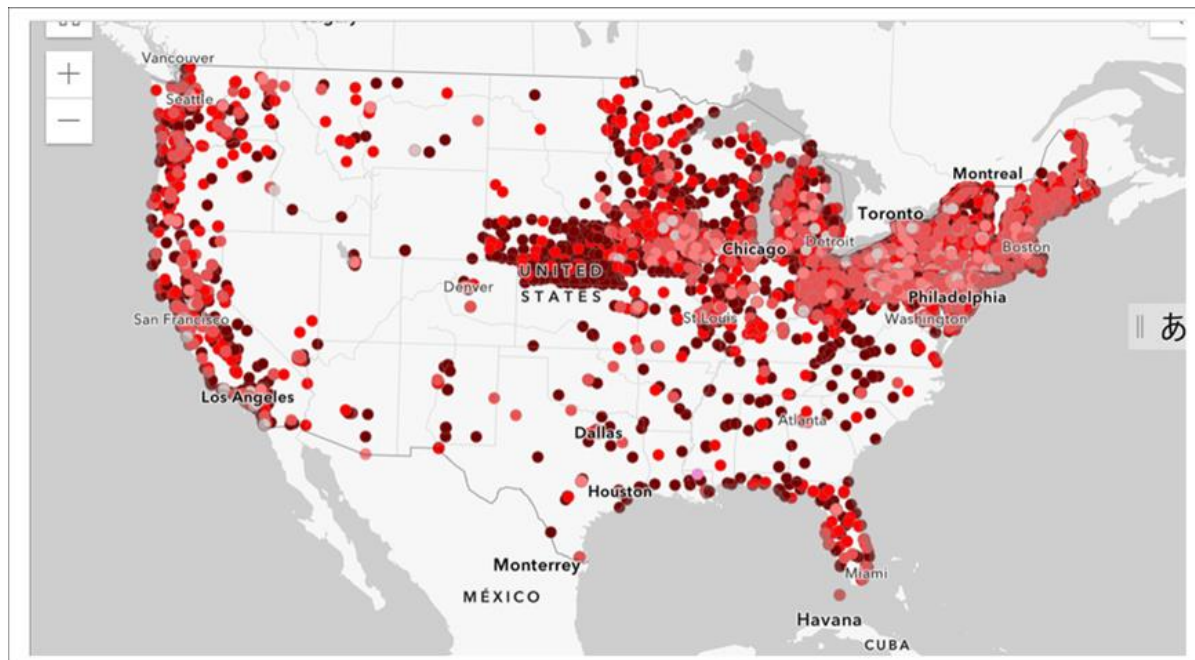
労働協約をマッピングする

教職員労働運動の中から生まれた BCG 運動は労働運動全体そしてその他の社会運動へと広まって行った。2014年に「共通の利益のための協約交渉ネットワーク」が設立され、労働組合、地域団体、人種正義組織など123組織が参加している。そのウェブサイトには次のような全米の地図が掲載されている。一つ一つの点は労働協約を表しており、どこの職場

⁴ コーカスは労働組合の中にある組合員による独自組織で、組合員の言論の自由、結社の自由を保障する組織。

⁵ これまで Common Good を「公益」と訳してきたが、この文章から「共通の利益」に変更した。内容は同じである。

の、どの労働組合の労働協約がいつ協約期限を迎えるか示している。労働協約期限別に、産業別に、労働組合別に検索して詳しい情報が得られるマッピング・ツールとなっている。同じ地域の労働組合と横につながり、同じ要求を掲げ、共同して協約交渉を展開しよう、呼び掛けているのである。さらにはできるだけ労働協約の期限を同じにすることにより、より大きなつながりを作る事も目指している。



具体的な要求項目

BCG ウェブサイトは地域の共通の利益のための要求課題を具体的に 146 個例示している。(複数の課題に挙げられている要求も多いので、実数はもっと少ない) 既に労働組合によって取り上げられ、その一部は実現している要求を課題別に示している。

人種的正義	26
気候変動	11
教育	39
地方財政	9
移民・入管	10
公共セクター	17
民間セクター	10
民営化	10
住宅問題	7
COVID19	7

共通の利益のための要求の具体的なイメージを持って頂くために、いくつかの具体例を紹介したい。

- 教師と生徒がブラックライブスマターの活動に参加することを認めること。
全国教育協会（NEA） プリンズジョージ郡教員組合
- 化石燃料を基盤とする企業への州、市の補助金を打ち切ること
SEIU ローカル 8 フロリダ州職員労組
- 州政府は不正な営業を行う銀行を調査し、その不正が正されるまで利用をボイコットすること
SEIU ローカル 503 オレゴン州職員労組
- イスラム教徒の従業員に礼拝時間を保障すること
チームスターズ労組ローカル 117 ヘルツ・タクシー労組
- 州政府はホームレスあるいは住宅困難を抱える生徒のために低廉な公営住宅を建設し、あるいは住宅サービスを提供すること
アメリカ教員連盟（AFT） ロサンゼルス教職員組合（UTLA）
- ボストン市とマサチューセッツ州は全ての労働者に追加の COVID19 有給病気休暇を与えること
アメリカ教員連盟（AFT） ボストン教職員労組

この例を見て分かるように教職員組合や公務員労組の事例が大半を占めている。これはシカゴやロサンゼルスなどの教職員組合などの教職員組合の闘いの経験が反映されている。さらに民間の労働組合の組織率が低下するなかで、公務員組合員が全組合員の半数を占め、さらに公務員労組の中でも教職員が多数を占めるアメリカ労働運動の現状を反映している。

労働組合と地域組織・NPO との共闘

要求項目のイメージを持って頂けたと思うので、次に BCG 運動のあり方のイメージを明らかにするために、BCG ウェブサイトが掲げる七つの原則を要約する。

- 1 労働協約交渉の対象を賃金と労働条件以外にも広げる
- 2 真の敵が大企業であることを鮮明にすることにより攻勢に出る
- 3 地域の共闘仲間と一緒に課題を選び、協約交渉を行う
- 4 人種正義を中心的な要求とする
- 5 内部組織化と組合員参加を強める。労働組合員と住民組織メンバーとの間のつながりを強める。
- 6 労働組合の財政的資源を利用する戦略を立てる
- 7 協約交渉が妥結しても運動を止めない

原則 3 は、労働組合が地域組織と連携して取り組む BCG 運動のあり方を示している。労働組合が地域に出て地域の課題と取り組むだけではなく、地域組織は職場の問題に関心を持ち、共通の課題を協約交渉の要求とする。その実現のための協約交渉の場にも地域組織の代表が参加する。労働組合員は地域の構成員でもあり、地域組織の構成員の多くは働く者であり、組合員でもある、という二重性を活かした運動戦略なのである。

原則 5 が示しているように労働組合と地域組織の代表者との形式的な付き合い、つながりだけではなく、それぞれの構成員の草の根の交流と連帯と共闘を目指しているのである。

原則 7 は、労働組合と地域組織の恒常的な関係を求めている。労働組合はともすれば自らの争議支援を地域に求めても、解決してしまえば、地域運動から職場に戻ってしまう。それでは対等で、相互に支え合う共闘関係はつくれない、というのが原則 7 の主張である。職場でも地域でもつねに運動を継続しよう、という労働組合運動の根本的な見直しの呼びかけである。

原則 6 は、労働組合は弱くなったとはいえ、依然として最大、最強の社会運動団体である、ということの自覚を示している。労働組合の持っている資源、具体的に年金基金積み立てを社会運動のために有効に活用しようという提起である。

日本からの視点

アメリカで新たな提起され、実践されている共通の利益のための協約交渉戦略を「労運研レポート」の読者の皆さんはどう受け止められたらだろうか？ 日本の労働運動の経験と現状を振り返る契機となるのではないだろうか？ いくつか視点を挙げてみる。

- ・春闘、特に国民春闘の経験と比較して検討する。
- ・70 年以降、地域に入って、部落解放運動、入管闘争、反公害住民運動などの社会運動との繋がりを求めた経験や地域共闘の現状を考える。
- ・公務員叩きに対する積極的な反撃の戦略として評価する。
- ・ストライキ基金の活用法の参考とする。

もっと知りたい方に

もう指定された字数が尽きてしまった。BCG 運動について関心を持ち、もっと知りたい方は次の資料を読んで頂きたい。

- ・レイバーネット日本 ウェブサイト 「米国労働運動」 2022 年 3 月 9 日

<http://www.labornetjp.org/news/2022/0301us/view>

「公益のための団体交渉を目指して労働協約改定交渉を協調して闘おう」

(「労運研レポート」2022 年 4 月号にも掲載)

「米国労働運動」コーナーはアメリカの労働運動情報誌レイバーノートから毎月 1 本選び、私が日本語に翻訳して掲載しているものである。この一年の間にもスターバックス、アマゾンでの組織化、UAW やチームスターズ労組での改革の勝利を伝えている。また BCG 運動の典型的な成功例とされているシカゴやロサンゼルス教職員労組の 2019 年のストライキについても報告しているので、参考にして頂きたい。

<http://www.labornetjp.org/topics/labornote>

円安・物価高騰＝生活破壊に抗する

賃上げ・生活一時金闘争を今秋闘争の軸に押し上げよう

平賀雄次郎（全国一般労働組合全国協議会中央執行委員長）

ウクライナ戦争と投機的金融資本経済の破綻の結果、世界経済の混乱と低迷が拡大している。円安が急進行しエネルギー・食料・輸入生産財の高騰がすすみ、とりわけ、生活必需品、電気・燃料など生活インフラ費用高騰が中低所得者に深刻な打撃を与えている。政府・財界の無策は、金融緩和による経済活性化に囚われて、財政破綻の危機と隣り合わせとなり、身動きができない状況にある。

私たち中小零細企業に働く労働者への生活破壊圧力はかつてないほど高まり、格差拡大がますます進んでいる。労働者庶民の生活実感に根差した賃金引き上げが問われている。

一部大企業では、物価手当支給、冬季ボーナスの増額などの動きがあるという。その動きが貧富格差の拡大に結果するなら、経済・社会の停滞・腐朽が進行する。今問われるべきは、非正規労働者・中小労働者の生活改善、生きる権利の確保といえる。

私たち全国一般全国協は、9月、全国大会を開催し、非正規を含む「同一労働・同一賃金・均等待遇実現」「最低賃金の大幅アップ・全国一律制実現」「長時間労働の規制」「これらを担保する職場闘争の強化・全国共同闘争」の基本方針を確認した。とりわけ、今秋までの第1の目標として、最低賃金の大幅アップの声を全国各地から吹き上げ、最賃審議会や各種経営体への申し入れを通じて最低賃金大幅アップを実現することとした。10月1日改定された最低賃金の目安は過去最高「時給31円アップ」となった。しかし、物価高騰と実質賃金下落が続くため、地方によっては31円以上の改定がおこなわれた。いうまでもなく、31円では物価高騰に対応できないため、物価の推移によって今年度中の再改定も語られている。今この秋から、これを突破口として、職場・地域で大幅賃金引き上げの運動のうねりを作り出さなければならない。

すでに全国一般では、介護や運輸交通関係の職場を先頭に10月最賃改定にあわせて賃金改定要求が開始された。そして、職場の非正規労働者賃金を確実に法定時給以上に引き上げる増額や最低賃金・非正規賃金に張り付く低賃金にある中小零細企業労働者の賃金を併せて増額改訂または臨時一時金を支給するなどの成果を京都、東京などで実現している。未組織労働者を含めて関心の高まりを実感できる。

さらにこうした職場の取り組みを背景として、全国各地の労働局へ最低賃金再改定の申し入れを地域運動として取り組んでいる。今臨時国会での政府施政方針演説にみられるように、物価高騰・インフレの拡大に対し政府・財界の無策は続く。職場・地域をつないで年末一時金、年度末臨時一時金など時期を捉え、粘り強い運動・闘争を継続することが、職場労働者が組合の交渉力・闘争力を再評価することにつながるものと信じる。闘いはこれからだ。

<資 料>

最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会が 最低賃金の再改正を厚生労働大臣に要請

最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会は 10 月 3 日、厚生労働大臣に対して、賃金の上昇が物価上昇に追いついていないので、最低賃金を再度引き上げるよう中央最低賃金審議会に諮問することを求める要請書を提出した。以下、要請書を掲載する。(編集部)

2022年10月3日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会
<連絡団体> 下町ユニオン
全国一般労働組合全国協議会
全国生協労働組合連合会
郵政産業労働者ユニオン

2022年度10月発効の最低賃金の再改正を要請し、
直ちに中央最低賃金審議会へ諮問をすることを求めます

本年度の地方最低賃金改正され、2022年10月中旬には全て発効の運びとなっております。全国平均で961円になることが決定しています。しかしこの改正は、最低賃金近傍の労働者にとって最も影響のある、基礎的支出項目の物価上昇率(4月4.5%)にも満たないまったく不十分なものでした。

最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。つきましては、2022年8月から10月の物価上昇率を勘案し、年内に最低賃金法第12条に基づき、中央最低賃金審議会に地域別最低賃金引き上げの再改正を諮問するよう要請します。

2022年10月1日改正のベースを決めた、中央最低賃金審議会の目安答申、特に公益委員の見解について検討します。

公益委員見解の要旨は以下の通りです。

(ア) 賃上げについては、賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が2.1%になっている。ただし、この数値は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性がある。

(イ) 労働者の生計費については、消費者物価指数の「持ち家の帰属家賃を除く総合」が、今年4月に3%になっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超えている。このため、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、基礎的な支出項目にかかる消費者物価の上昇も勘案し、3%を一定程度上回る水準を考慮する必要がある。

(ウ) 通常の事業の賃金支払い能力については、企業の利益や業況がコロナ禍からの改善傾向がみられるものの、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意する必要がある。

(エ) 各ランクの引き上げ額の目安については、前記ア、イ、ウを総合的に勘案し、今年度の各ランクの引き上げ額の目安は3.3%を基準として検討することが適当である。地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を上昇させる必要も考慮し、A・BランクとC・Dランクの差を1円とすることが適当である。

中央最低賃金審議会の公益委員見解は、上記のように①今年度の賃上げは物価上昇率を反映していない、②最低賃金近傍の労働者にとって、物価上昇率は「基礎的支出項目」が最も重要な値ではあるとしながらも、最低賃金の引き上げでは「持ち家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇率を採用し、結論としてA・Bランク31円、C・Dランク30円を引き上げの目安としています。

一方、公益委員見解の中では、地方最低賃金審議会に対する期待として『今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である。』としています。そして、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照したデータをみると、「消費者物価指数の推移」は本年4月まで、「消費者物価指数の基礎的支出項目指数の推移」などもせいぜい本年6月までのデータを参照したに過ぎません。

当時を超えて現状は、まさに消費者物価等の状況認識に大きな変化が生じている緊急事態です。急激物価の上昇は、労働者の生活を直撃し社会問題となっています。

帝国データバンクが9月1日に公表した「食品主要105社」価格改定動向調査によれば、今年1月から8月までに1万642品目の値上げが行われました。9月には2424品目、10月にはさらに6532品目の値上げが計画されています。各品目の価格改定率は平均で14%に達するとしています。まさに記録的な「値上げの秋」となるという予測が出ています。更には、年末までには、2万品目は優に超える値上げの嵐が待ち受けているとの報告が出ています。

こうした中で海外の動向も見逃ごせません。フランスでは、毎年1月の最低賃金の改定

と別に物価スライド制が導入されており、最低賃金改定時から物価が2%上がると、最低賃金は自動改定される仕組みになっています。これにより2021年10月には物価スライドにより最低賃金は2.6%引き上げられました。さらに、2022年1月の定例の改定では0.9%引き上げ、2022年5月には再び物価スライドで2.2%引き上げられています。

ドイツは、最低賃金を2021年7月に1.1%引き上げ、2022年1月には2.3%引き上げ、2022年7月には6.4%引き上げています。さらにEUの推奨値である賃金中央値の60%の最低賃金を達成するため、2022年10月には14.6%引き上げ12ユーロとすることが閣議決定されています。

これまで実施したことの無い年度途中の再改定諮問には大変なハードルがあることは理解します。しかし、政府も「物価・賃金生活総合本部」を設置し、足下の原油価格や物価の高騰による国民生活や経済活動への影響に緊急かつ機動的に対応し、賃金の上昇を通じてコロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするべく、関係行政機関の緊密な連携の下、総合的な検討を行うとしています。最低賃金近傍で働く労働者は蓄えもなく、物価高騰の中で、食費にも事欠くような厳しい冬を迎えようとしています。物価高騰の中、低所得者層の生活を守ることは重要な政策課題です。かえすがえすも、最低賃金法第12条には『厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない』とあります。物価高騰という緊急事態の中で、最低賃金改定制度を柔軟に運営していくことが求められています。

今年度の最低賃金改定に対して、前提とされていた「消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じて」います。2022年8月乃至10月の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、年内に最低賃金法第12条に基づき、中央最低賃金審議会に地域別最低賃金の再改正を諮問するよう要請します。

第42回全国地区労交流会山形集会

労働運動の主体性確立と市民運動の共闘強化を

小泉 信三（田川地区平和センター顧問）

改憲阻止と労働組合の主体確立を

第42回全国地区労交流会は、9月10日（土）・11日（日）天童市で「憲法改悪阻止の運動を各地から展開しよう！一労働者の主体確立と市民運動の共闘強化一」をスローガンに開催され、18都県40地区労・平和センター等75人が参加し交流を深めました。

渡部貴之実行委員長（県平和センター議長）は「戦争による多くの犠牲者の上に平和憲法が誕生して75年が経過した。その憲法が最大の危機にある。改憲を絶対阻止しなければならない。全国の仲間と連帯し、改憲阻止行動につながるための集会にしよう」とあいさつしました。また、池端章伸運営委員会事務局長は、「厳しい中でも、集まり、論議することが重要」と開催の意義を訴えました。

■記念講演「憲法の危機と闘いの展望」

飯島滋明名古屋学園大学教授が、「憲法の危機と闘いの展望」と題して記念講演を行いました。

○憲法審査会では改憲発議の実績づくり

改憲勢力は、自民党・公明党、維新の会や国民民主党を加えると3分の2を超えている。衆議院の憲法審査会では、改憲4党が、これまで予算委員会開催中は憲法審査会を開催しないという慣行を破り、2月10日以降は毎週開催し、発議のための「実績づくり」をしている。また、自民党は、国民投票の勝利に向け自民党と民間の連絡組織である「国民投票連絡会」を設置し、憲法「改正」の啓発活動を開始している。



○「壊憲」を市民の暮らしに引きよせて

自民党は改憲の前に「壊憲」（憲法を壊す）をすすめて、「土地等監視及び利用規制法」の制定や「スパイ防止法」制定の動き、「敵基地攻撃能力」を「反撃能力」に変更、「防衛予算」を5年以内にGDP比2%以上を目指している。防衛費増加分の5兆円があれば何ができるか。福祉に教育に医療に住宅に使い道はいくらでもある。「市民生活に関連付けて」訴え、「自分と関連がある」と思わせることが大切である。

○改憲を阻止するために

憲法審査会での議決、改憲発議、国民投票で否決に持ち込むために、自衛隊の憲法明記、緊急事態条項等、自民党と統一教会が主張する改憲案はほとんど同じであり、「統一教会と自民党の改憲の主張は無関係でない」という世論づくりが必要である。この関係を明らかにすべきで、明らかにしない限り国会の憲法審査会を開かせるべきではない。また、「国民投票」は、国民主権を実践するので、良いと思われるかもしれないが、独裁者ほど国民投票をしたがる。今の国民投票法では公正・公平な国民投票はできない、法改正が必要との認識を広める必要がある。

○市民の平和と幸福に「憲法改正」は必要ない

主権者である市民の平和と幸福に「憲法改正」は必要ない。改憲に必要な850億円もの費用は、生活が困難な人々のために使うべき。戦争は労働者の「いのち、健康、暮らし」を脅かす。労働者の「いのちや健康、暮らしを守る」のが労働組合ならば、「それを脅かす戦

争を起こさないようにする」のが労働組合である。労働組合が「平和の問題に関わることが重要」と結んだ。

■各地区・団体からの報告

各地区からの報告では、高松地区労は「憲法改悪阻止等の運動」、山形県平和センターは「連合移行に伴う地域運動の存続の取り組み、9条改憲NO！山形県民の会などの共闘運動」、新潟県平和センターは「脱原発運動と新潟県の検証委員会とその動向」、コミュニティユニオンは「最賃引き上げ運動：ユニオン全体の報告、佐野地区労の取り組み」、JAL被解雇労働組合からは「既存2組合が受託した『業務委託契約』は雇用契約ではなく、雇用契約を一方的に破棄された被解雇者に対しての真の権利回復にはならず、他の労働者への雇用破壊にもつながるので、闘争を続ける」と訴えました。

フロアからは、三浦半島地区労の「横須賀基地の現状（米海軍、海上自衛隊）」、秩父地区労の「コロナ禍での地域再建のための推薦議員との交流会」などの報告ありました。

■分科会報告

2日目は、①護憲・反戦・反原発・平和運動、②地域運動・市民運動、③非正規・ユニオンの3分科会を開催し、各地の取り組みと意見交換を行いました。

■提起「最賃引き上げ闘争と23春闘」

伊藤彰信労運研事務局長より「最賃引き上げ闘争と23春闘について」と題して提起がありました。最賃制度の歴史、日本の最賃の問題点、世界の最賃の状況、今年最賃決定と目安議論の総括、最賃で働く労働者の急増、23春闘の課題、地区労とユニオンの役割、労働組合の社会的運動の形成など多くの課題が提起されました。

「平和運動には若者はついてこない。大企業や公務員の職に就いていない多くの若者が低賃金で生活に余裕がないからである。最低賃金の引き上げがアベ政権の政治主導で続いてきたが、同時期に行われた『官製春闘』よりも引き上げ率が高く、最低賃金近傍で働く若年労働者のアベ政治や自公政権への高い評価につながっている。しかし、今年最賃引き上げでは、物価上昇には追いついていない。最低賃金引き上げは、労働者全体の課題であることを意識した運動が求められるが、連合は官製春闘（トリクルダウン説）に頼っているので期待できない。国葬問題が政治の焦点化しているが、最低賃金を中心とする経済闘争を重視することが労働運動の復権につながることを意識して活動し、そこから平和と護憲の運動についても展望を開くことができる。だからこそ、地域労働運動が最低賃金問題での主導権を取るべき」との話が印象に残りました。

■集会アピール

集会は最後に「・・・住みよい社会を実現するには、私たち自身が闘いの中から作り出していくしかありません。厳しい情勢をつくり出した要因に、労働運動、労働組合の弱体化があります。まずは、労働組合を強化・主体性を確立し、地域や市民との共闘による連帯で団結を強めることです・・・」と集会アピールを採択しました。

■集会でもらった元気を地域で活かそう

3年振りに通常な形で2日間の開催になった。記念講演、各地区報告、フロアーからの発言、分科会、「最賃・春闘」の提起、「地酒の交流」等参加者を元気づける集会になったと自画自賛している。今回、労運研伊藤さんの協力を得て、充実した内容になったが、さらに志を同じにする団体と連携して、内容充実を図っていきたい。(各地区の報告を活用し、まとめさせていただきました)

9/3 シンポジウム「公共サービス労働を考える」

公共サービス労働者の賃金・労働条件の改善の取り組み

労働情報交流会主催で、シンポジウム「公共サービス労働を考える」が9月3日東京千代田で開催された。シンポジウムは、中川都労連書記長の進行で行われ、呼びかけ人を代表し村上全水道書記長の挨拶ののち講演に移った。

今回のテーマは「公共サービス労働者の賃金・労働条件の改善の取り組み」であり、自治労、日教組、国公連合、全水道など連合に加盟する公務公共サービス関係 11 組合からなる協議会である公務労協副事務局長の高柳英善氏から、2022 年人事院勧告を中心に公務員労働者を取り巻く情勢について講演を受けた。(文責：編集部)

エッセンシャルワークとしての公務・公共サービスの重要性

講演では、コロナ禍は政治、経済にとどまらずテレワークやフレックスタイムの推奨、デジタル機器の急速な整備、ワーク・ライフ・バランスの新たなあり方をもたらすことにもなり、2022 年人事院勧告にも影響を与えている。

一方感染症対策の遅れの中で、保健、医療を中心に様々な業務において、現場の体制がいかに脆弱でバランスを欠いたものになっているかが明らかになった。これらの担い手の多くが公共サービス労働者である。新自由主義の下、「公務は非効率」と決めつけて「官から民へ」「公共サービスの市場化」の政策が、この 20 年来続けられた結果、こうした公務・公共の現場における脆弱な体制と職員の疲弊がもたらされた。この間の大災害や感染症対策の経験により、社会全体としてエッセンシャルワークとしての公務・公共サービスの重要性が広く共有化されつつあり、公共サービスの削減を至上命題とする政治勢力は依然と比べれば与野党問わず影を潜めている現状になっている。

しかし情勢認識は厳しく持つべきで、今こそ公務公共サービスの重要性と、そこで働く人の処遇改善の必要性を主張しながら取り組むことと、今年的人事院勧告以降開始される「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」をはじめとした様々な制度見直し・改革に対応していくことが必要だと指摘された。

今年の人事院勧告は物価上昇の影響

日本の賃金だけが諸外国に比べ 30 年間も上がらない状況だが、これはアベノミクス、日銀の政策の結果である。これまで低賃金をあまり意識しないでいられたのは物価が上昇しなかったからで、昨年来の急激な物価上昇はこうした状況を変えた。

今回の人事院勧告は、引き上げ勧告ではあるものの物価上昇局面にある中であまりに少額で、より一層の引き上げが必要。また最低賃金以下になっている初任給の引き上げがされたことは、非常勤職員への波及がされるため評価できるが不十分。一方全世代にわたる配分にならなかったことは物価上昇の中で残念。ボーナスは今回もまた勤勉手当部分のみ、0.1 カ月引き上げになったが、そのうちの成績上位者に配分する部分を最小の 0.01 カ月にとどめたことは今回の人勧期交渉の成果といえる。

今後、在宅勤務の増加に伴い通勤手当と在宅勤務関係の手当て、給与の検討が進められる、まだまだ民間水準を大幅に下回り人材確保に支障を及ぼしている若年層の給与水準、60 歳前後の給与カーブの連続性の確保（現状は再任用が現役世代の給与水準の 7 割となっており中高年層の給与引き下げが懸念される）、来年見直しの時期になる地域手当、寒冷地手当、扶養手当（配偶者手当）などをめぐって賃金制度がこれから大きく変えられようとしており、正面から向き合う必要があるが、検討の方向性に楽観的な見方はできないと指摘された。

参加者から積極的な賃上げの声

その後参加者との間で意見交換が行われた。欧米ではコロナ禍で処遇改善のためストライキが多く行われており危機をチャンスにしようとしており、見習わなければならない。中小民間では若年層の賃金が上がらず長く働いてもいつまでもフラットなままの状況、また大企業のようなボーナスでの業績反映もできない状況がすでにうまれている。抜本的に賃金を考えなければならない。外国籍の労働者は、円安もあり、日本のあまりの低賃金に仕送りもきつくなり、闘う気持ちになっている。私たちはどうなのか。公共サービスの大切さを政策的にも運動的にも前面に出すために市民とともに取り組む社会運動が必要。岸本杉並区長の再公営化、公共サービスキャンペーンなどのように公共の場を通じ市民と労働者がつながる必要がある。「最賃」とも関連して地域手当の廃止、改善に関しては、知事会からも何とかしてくれという話もある。前回のように地域間に差をつけるのはこれ以上は無理とは考えているようであるが、本給を上げることになるかどうかは疑問、小手先の変更にとどまるのではないか。また国公関連労働者の組織化の課題などの意見交換がおこなわれシンポジウムを終了した。

国家公務員の労組組織率が低い情報が少ない中、人事院官僚との直接交渉に携わっている高柳氏からの話は有意義なものであった。